

## パブリックコメントの実施結果について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、平成18年10月21日から平成18年11月19日までパブリックコメントを実施した。意見提出のあった個人・団体の数は(123)であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は(393)件あった。その内訳は以下のとおりである。

## 1 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	75	4	19	98
団体	6	1	18	25
計	81	5	37	123

## 2 項目別の主な意見とのべ意見数

提出された意見のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、規則という。）の一部を改正する省令案を修正した意見、特に件数の多かった意見及び代表的な意見の概要は次のとおりである。

のべ意見数： 393

## 【代表的な意見の概要】

全般 件数：31

- ツキノワグマの捕獲等を禁止する区域を「全国の区域」とするべき。(17件)
- 狩猟者の飼育家庭動物の福祉についての調査を毎年すること。(2件)
- 規則第5条「許可を受けなければならない捕獲等の目的」から愛玩飼養を削除するべき。
- 法改正で追加された第12条第3項に基づく入猟者の承認に関し、その手続きに関する事項を規則や関係する様式に定めるべき。
- サルによる被害が増大しているが、サルは狩猟対象に含まれていない。個体数の調整のためにも狩猟対象の動物として検討して欲しい。
- わなの見回りが適切に行われているのか疑問。猟友会員、鳥獣保護員、狩猟指導員等に指導や取締の権限を与えてはどうか。

## 1 法定猟法の見直し（規則第2条） 件数：62

- とらばさみは、狩猟で禁止することに加えて、使用禁止猟具に指定するべき。(41件)
- エッグトラップも使用禁止猟具に指定するべき。(19件)
- とらばさみについて法定猟法に残すべき。(2件)

## 3 語句（「移入された鳥獣」）の変更（規則第7条） 件数：12

- 「人為的に導入された鳥獣」に改正すべきではない。(12件)

## 4 鳥獣の捕獲等の際に用いる猟具への氏名等の記入（新設） 件数：51

- 許可の有効期間は最長三ヶ月を越えないものとし、必要に応じて更新手続きをとるべき。(40件)
- 各地域を担当する鳥獣保護員が把握できるわなの数の上限を定めるべき。また、捕獲具

は役所で一元的に管理する制度に出来ないのか。(10件)

**5 鳥獣の捕獲等を行うことができる期間の延長(規則第9条) 件数: 53**

- 猟区の設定、狩猟期間の延長は、地域住民の十分な了解を得てから実施し、広く周知徹底するべき。(26件)
- 経験の浅い狩猟者の育成にと謳いつつ、結果として趣味の狩猟期間を延長になる反対。(13件)
- 狩猟期間の延長は安全確保に問題があるので反対。(6件)
- 期間延長には反対。(5件)
- 経験の浅い狩猟者の育成が目的の一部なら、地域間格差のないよう国内均等に、猟区のような地域を設定し、狩猟期間の延長をするべき。

**6 禁止する猟法の見直し(規則第10条第3項) 件数: 88**

- とらばさみと同様にくくりわなも全面禁止にすべきである。(38件)
- くくりわなの一部禁止ではなく、全面禁止とするべき。(23件)
- くくりわな規制でイノシシ、ニホンジカの捕獲は不可能となるので反対。(8件)
- 現在設置されているわなのほとんどが直径15cm程度であり、取締りが困難。(2件)
- 禁止する猟法の見直しに対して全面的に反対。(2件)
- 大物イノシシの捕獲を考慮すれば、最大長の緩和措置が必要。地域性を考慮の上、有害鳥獣捕獲の場合は、くくりわなの規制を除外して欲しい。

**7 特定輸入鳥獣の種及び標識交付申請の手続(新設) 件数: 49**

- 対象とする特定輸入鳥獣に猛禽類を含めるべき。また、野鳥の愛玩飼養自体を禁止するべき。(37件)
- 標識の取り付けや交付申請の制度では、「すり替え」のおそれが消えないので輸入禁止に変更するべき。(3件)
- 省令案概要には種名として和名のみを記載してあるが、省令の特定輸入鳥獣の種名には学名も記載するべき。(2件)
- 作業手順を考えると1人では困難であり、多数の輸入があった場合の対応に無理が生じるのではないか。
- 「すり替え」のおそれが生じるので、標識の取り外し及び再交付については反対。

**8 保全事業の内容(新設) 件数: 1**

- 「施設の設置」と記述すると「環境の改善」としてイメージされるヨシ原再生や間伐などが実施できないのではないか。これらを実施できるような文言にするべき。

**9 特定猟具の種類(わな)(新設) 件数: 1**

- 指定できる特定猟具に装薬銃、ライフル銃を含めるべき。

**12 狩猟免許試験の見直し(規則第53条~第55条) 件数: 41**

- 網・わな猟の双方において、錯誤捕獲のおそれが高い鳥獣の知識、錯誤の際の放鳥獣の方法の習得を図って欲しい。(29件)
- 「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けることには反対。(9件)
- 知識のみではなく自然や鳥獣保護の理念と精神を徹底して学ぶべき。

**13 狩猟免許の更新制度の見直し(規則第60条、規則第61条) 件数: 2**

- 狩猟免許の有効期間を短縮すべき。

**15 狩猟登録の申請書類の見直し(規則第65条) 件数: 2**

- 規則第65条第3項に規定される「現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要と認められるものの提示又は提出」条項を削除するべき。
- 登録申請時の免状写し添付は、県内分は省略するべき。